

# 登録免許税免除証明 提出書類

## I 証明願（2通提出）

## II 添付書類（該当するものを各1通提出）

### 1 当該団体を代表する権限を有する書類

代表役員印鑑証明書（法務局発行）

### 2 財産の取得に関する書類（宗教法人法及び規則で定めた手続を経たことを証する書類等）

- ① 責任役員会議事録（取得に関すること）の写し※
- ② 包括団体の承認書（ 〃 ）の写し※【規則で定めている場合】
- ③ その他議決機関の議事録（ 〃 ）の写し【規則で定めている場合】
- ④ 公告証明書、公告文の写し、公告の状況がわかる写真  
【境内建物を新築した場合又は財産の取得に関し、不動産の処分、借入をする場合】
- ⑤ 土地取得の理由書【議事録で理由が不明な場合】
- ⑥ 寄付証書の写し※、寄付者の印鑑証明書（市町村発行）【寄付により取得する場合】
- ⑦ 売買契約書の写し※【売買により取得する場合】
- ⑧ 工事請負契約書の写し※【境内建物を新築した場合】

### 3 境内地・境内建物に関する書類

- ① 付近の見取り図、最寄り駅からの案内図
- ② 地図に準ずる図面（公図）の写し【法務局登記官が証明したもの】
- ③ 土地登記事項証明書又は土地登記簿謄本
- ④ 建物登記事項証明書又は建物登記簿謄本【境内建物証明の場合】
- ⑤ 境内敷地内の配置図、境内建物の平面図及び立面図
- ⑥ 賃貸借契約書の写し※【境内建物証明で、借地の場合】
- ⑦ 礼拝施設・事務所の写真（内外部）、及び証明対象の不動産の写真（内外部）

### 4 不動産取得に当たり関係法令に適合していることを証する書類

- ① 農地転用許可書の写し※【農地の場合】
- ② 開発行為許可書の写し※【証明対象不動産の所在地が市街化調整区域内である場合】
- ③ 建築確認通知書の写し※
- ④ 建物検査済書の写し※
- ⑤ その他

### 5 当該不動産が宗教の用に供されていることを証する書類

- ① 宗教活動方針（行事計画表等でも可）
- ② 宗教活動の状況を示す写真、書類等（行事等の案内、信者への通知等）
- ③ 団体活動の状況を示す書類（責任役員会等の議事録、役員名簿、財務関係書類等）  
【③は千葉県所轄法人で、法第25条に基づく備付書類の写しを提出済の場合、省略可】

### 6 その他

- ① その他、具体的状況により、必要と判断される書類

### 7 所轄庁が千葉県以外の法人の場合、次の書類が必要となる。

- ① 規則認証書及び規則の写し※
- ② 宗教法人登記事項証明書又は宗教法人登記簿謄本

※写しの場合（地図に準ずる図面を除く）には、代表役員の原本証明を付すこと。

本書は原本と相違ないことを証明する。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
宗教法人「〇〇〇〇」  
代表役員 〇〇〇〇 印